

	資料提供
	令和4年12月11日
担当課 (担当者)	高病原性鳥インフルエンザ 防疫対策本部 畜産課(田中、寺坂)
電話	0857-26-7285

高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置状況(第13報、12月11日午後3時現在)
 _____が変更点

鳥取市で確認された高病原性鳥インフルエンザに係る防疫措置については、次のとおりです。

記

1 発生農場の防疫措置

(1) 殺処分(12月1日午前5時開始)

12月3日午後1時25分終了 殺処分羽数: 105,505羽

(2) 焼却の状況

鳥取市内の焼却施設で焼却中。(12月1日午後7時開始)

日時	殺処分羽数	焼却羽数	進捗率
12月11日午後3時現在	105,505羽	78,550羽	74%

(3) 汚染物品の処理、農場内の清掃、消毒

12月5日午後5時終了

2 消毒ポイント等

(1) 消毒ポイント 5箇所で設営中

※発生農場における防疫措置が終了したことから、一部の消毒ポイントの運営時間を24時間から6:00~22:00へ変更しています。

(2) 移動制限区域(半径3km以内) 家きん農場なし

(3) 搬出制限区域(半径3km~10km) 家きん農場なし

家きん卵、家きん肉を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染することは世界的に報告されていません。安心してお召し上がりください。